



宮 崎 県 公 報

平成23年3月31日(木曜日)号外 第37号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

<p>企業局企業管理規程</p> <p>○企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程…………… 1</p> <p>病院局企業管理規程</p> <p>○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程…………… 6</p> <p>○病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 7</p>	<p>○病院局文書公印規程の一部を改正する企業管理規程…………… 8</p> <p>○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 8</p> <p>○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程…………… 9</p> <p>○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程…………… 10</p> <p>病院局公営企業告示</p> <p>○指定代理納付者の指定について…………… 10</p> <p>○公金の収納の事務の委託について…………… 10</p>
--	---

企業局企業管理規程

企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成23年3月31日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第2号

企業局組織規程等の一部を改正する企業管理規程

(企業局組織規程の一部改正)

第1条 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(受託事業の事務処理)</p> <p>第10条 管理者は、受託事業(電気専用ダムの放流業務に関することを含む。)に係る事務の処理について必要があるときは、第4条から前条まで及び第13条の規定にかかわらず、<u>関係副局長</u>に対してその事務処理を命ずることができる。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第12条 北部管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮崎県企業局北部管理事務所</td> <td style="text-align: center;">日向市東郷町山陰字岩金乙1121番地</td> </tr> </table> <p>(副局長等)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 副局長は、<u>局長</u>の命を受けて、局の事務を掌理し、<u>所属職員</u>を指揮監督する。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(参事等)</p> <p>第21条 前条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職務</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参事</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	名称	位置	宮崎県企業局北部管理事務所	日向市東郷町山陰字岩金乙1121番地	職	職務	参事	[略]	<p>(受託事業の事務処理)</p> <p>第10条 管理者は、受託事業(電気専用ダムの放流業務に関することを含む。)に係る事務の処理について必要があるときは、第4条から前条まで及び第13条の規定にかかわらず、<u>副局長</u>に対してその事務処理を命ずることができる。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第12条 北部管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮崎県企業局北部管理事務所</td> <td style="text-align: center;">日向市東郷町山陰乙1121番地</td> </tr> </table> <p>(副局長等)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 副局長は、<u>管理者</u>の命を受けて、局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(技監等)</p> <p>第21条 前条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職務</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技監</td> <td style="text-align: center;"><u>上司の命を受けて、局の技術に関する特定の事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">参事</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	名称	位置	宮崎県企業局北部管理事務所	日向市東郷町山陰乙1121番地	職	職務	技監	<u>上司の命を受けて、局の技術に関する特定の事務を掌理する。</u>	参事	[略]
名称	位置																		
宮崎県企業局北部管理事務所	日向市東郷町山陰字岩金乙1121番地																		
職	職務																		
参事	[略]																		
名称	位置																		
宮崎県企業局北部管理事務所	日向市東郷町山陰乙1121番地																		
職	職務																		
技監	<u>上司の命を受けて、局の技術に関する特定の事務を掌理する。</u>																		
参事	[略]																		

[略]	[略]
-----	-----

(宮崎県公営企業管理者の職務代理に関する規程の一部改正)

第 2 条 宮崎県公営企業管理者の職務代理に関する規程 (平成18年宮崎県企業局企業管理規程第18号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方公営企業法 (昭和27年法律 292号) 第13条第 1 項の規定に基づき宮崎県公営企業管理者 (以下「管理者」という。) の職務を代理する職員について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務代理者の指定)</p> <p>第 2 条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときの管理者の職務を代理する職員は、<u>副局長 (総括)</u> とする。</p> <p>第 3 条 管理者及び副局長 (総括) とともに事故があるとき、又は管理者及び副局長 (総括) がともに欠けたときの管理者の職務を代理する職員は、<u>副局長 (技術)</u> とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、地方公営企業法 (昭和27年法律 292号) 第13条第 1 項の規定に基づき宮崎県公営企業管理者 (<u>公営企業の設置等に関する条例 (昭和41年宮崎県条例第47号) 第 5 条第 1 項に規定する管理者をいう。</u>以下「管理者」という。) の職務を代理する職員について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務代理者の指定)</p> <p>第 2 条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときの管理者の職務を代理する職員は、<u>副局長 (企業局組織規程 (平成11年宮崎県企業局企業管理規程第 3 号) 第20条第 1 項に規定する副局長をいう。)</u> とする。</p> <p>第 3 条 管理者及び副局長とともに事故があるとき、又は管理者及び副局長がともに欠けたときの管理者の職務を代理する職員は、<u>技監</u> とする。</p>

(宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部改正)

第 3 条 宮崎県企業局庁舎等管理規程 (平成 6 年宮崎県企業局企業管理規程第 1 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理の総括)</p> <p>第 3 条 <u>副局長 (総括)</u> は、庁舎等の管理に関する事務を総括し、庁舎管理者を指揮監督する。</p> <p>(室の管理)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の室以外の室については、<u>副局長 (総括)</u> の定める者が前項の管理に当たるものとする。</p> <p>(職員の協力)</p> <p>第 6 条 職員は、この規程に基づいて、<u>副局長 (総括)</u> 又は庁舎管理者 (その補助者を含む。) が庁舎等の管理に関し必要な指示をした場合には、その指示を誠実に守らなければならない。</p>	<p>(管理の総括)</p> <p>第 3 条 <u>副局長</u> は、庁舎等の管理に関する事務を総括し、庁舎管理者を指揮監督する。</p> <p>(室の管理)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前項の室以外の室については、<u>副局長</u> の定める者が前項の管理に当たるものとする。</p> <p>(職員の協力)</p> <p>第 6 条 職員は、この規程に基づいて、<u>副局長</u> 又は庁舎管理者 (その補助者を含む。) が庁舎等の管理に関し必要な指示をした場合には、その指示を誠実に守らなければならない。</p>

(宮崎県企業局職員倫理規程の一部改正)

第 4 条 宮崎県企業局職員倫理規程 (平成19年宮崎県企業局企業管理規程第 7 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(倫理監督職員)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 倫理監督職員は、<u>副局長 (総括)</u> とする。</p>	<p>(倫理監督職員)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 倫理監督職員は、<u>副局長</u> とする。</p>

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第 5 条 企業職員の給与に関する規程 (昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1 (第 2 条の 2 関係)			別表第 1 (第 2 条の 2 関係)		
職	職務の級	支給額	職	職務の級	支給額
副局長	[略]		副局長	[略]	
			技監	9 級	123,900円
				8 級	91,300円
					(管理者が別に定めるものによっては、 <u>105,800円</u>)

[略]	[略]	7 級	83,000円
-----	-----	-----	---------

(企業局職員の被服貸与規程の一部改正)

第 6 条 企業局職員の被服貸与規程 (昭和55年宮崎県企業局企業管理規程第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個別貸与被服の貸与)</p> <p>第 4 条 個別貸与被服の貸与を受けようとする職員は、個別被服貸与申請書 (別記様式第 1 号) を課 (所) 長 (以下「所属長」という。) を経て、<u>副局長 (総括)</u> に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>副局長 (総括)</u> は前項の申請書を受理したときは、第 3 条の基準に従い、被服の貸与を決定しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>別記 様式第 1 号 (第 4 条関係) [略] <u>副局長 (総括)</u> 殿</p> <p>様式第 4 号 (第 9 条関係) [略] <u>副局長 (総括)</u> 殿 課 (所) 長</p>	<p>(個別貸与被服の貸与)</p> <p>第 4 条 個別貸与被服の貸与を受けようとする職員は、個別被服貸与申請書 (別記様式第 1 号) を課 (所) 長 (以下「所属長」という。) を経て、<u>副局長</u> に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>副局長</u> は前項の申請書を受理したときは、第 3 条の基準に従い、被服の貸与を決定しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>別記 様式第 1 号 (第 4 条関係) [略] <u>副局長</u> 殿</p> <p>様式第 4 号 (第 9 条関係) [略] <u>副局長</u> 殿 課 (所) 長</p>

(企業局職員安全衛生管理規程の一部改正)

第 7 条 企業局職員安全衛生管理規程 (昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第 5 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 安全衛生管理体制</p> <p>第 1 節 <u>副局長 (総括)</u> 等の職務 (第 4 条—第 7 条)</p> <p>第 2 節・第 3 節 [略]</p> <p>第 3 章～第 5 章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第 2 章 安全衛生管理体制</p> <p>第 1 節 <u>副局長 (総括)</u> 等の職務 (<u>副局長 (総括)</u> の職務)</p> <p>第 4 条 <u>副局長 (総括)</u> は、毎年度、職員の安全及び衛生に関する事項についての総合的な管理計画 (以下「企業局職員安全衛生管理計画」という。) を作成するものとする。</p> <p>2 <u>副局長 (総括)</u> は、企業局職員安全衛生管理計画に基づく業務を統括管理する。 (課及び事務所の長の職務)</p> <p>第 7 条 課及び事務所の長は、<u>副局長 (総括)</u>、総務課長、工務課長又は健康管理医の指示を受け、課及び事務所における職員の安全及び衛生に関する業務を管理し、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号。以下「法」という。) 及びその関係法令において事業者が行うこととされた業務を補助するものとする。 (安全管理者)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 安全管理者は、その資格を有する職員のうちから<u>副局長 (総括)</u> が選任する。</p> <p>3 [略] (衛生管理者)</p> <p>第 9 条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 安全衛生管理体制</p> <p>第 1 節 <u>副局長</u> 等の職務 (第 4 条—第 7 条)</p> <p>第 2 節・第 3 節 [略]</p> <p>第 3 章～第 5 章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第 2 章 安全衛生管理体制</p> <p>第 1 節 <u>副局長</u> 等の職務 (<u>副局長</u> の職務)</p> <p>第 4 条 <u>副局長</u> は、毎年度、職員の安全及び衛生に関する事項についての総合的な管理計画 (以下「企業局職員安全衛生管理計画」という。) を作成するものとする。</p> <p>2 <u>副局長</u> は、企業局職員安全衛生管理計画に基づく業務を統括管理する。 (課及び事務所の長の職務)</p> <p>第 7 条 課及び事務所の長は、<u>副局長</u>、総務課長、工務課長又は健康管理医の指示を受け、課及び事務所における職員の安全及び衛生に関する業務を管理し、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号。以下「法」という。) 及びその関係法令において事業者が行うこととされた業務を補助するものとする。 (安全管理者)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 安全管理者は、その資格を有する職員のうちから<u>副局長</u> が選任する。</p> <p>3 [略] (衛生管理者)</p> <p>第 9 条 [略]</p>

<p>2 衛生管理者は、その資格を有する職員のうちから<u>副局長（総括）</u>が選任する。</p> <p>3 [略] (健康管理医)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>副局長（総括）</u>は、必要があると認めるときは、同項に規定する医師以外の医師を健康管理医として選任することができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 健康管理医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項各号に掲げる職務に関する事項について、<u>副局長（総括）</u>若しくは総務課長に対して勧告し、又は衛生管理者若しくは課及び事務所の長に対して指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>6 [略] (作業主任者)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 作業主任者は、その資格を有する職員のうちから<u>副局長（技術）</u>が選任する。</p> <p>3 <u>副局長（技術）</u>は、作業主任者を選任したときは、速やかに、<u>作業主任者選任報告書（別記様式第1号）</u>により<u>副局長（総括）</u>に報告するものとする。</p> <p>4 作業主任者は、<u>副局長（技術）</u>並びに当該課及び事務所の長の命を受け、法第14条に規定する作業に従事する職員を指揮し、当該作業に係る危険防止のための措置を行わなければならない。 (企業局安全衛生管理委員会)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略] (1) <u>副局長（総括）</u> (2)～(6) [略]</p> <p>3 局管理委員会の会議は、<u>副局長（総括）</u>が招集し、議長となる。</p> <p>4 <u>副局長（総括）</u>は会務を総理し、局管理委員会を代表する。</p> <p>5 <u>副局長（総括）</u>に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>6・7 [略] (安全衛生委員会)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略] (1) <u>副局長（総括）</u> (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから<u>副局長（総括）</u>が指名した者 2人 (3) 職員で、安全及び衛生に関し経験を有するものうちから<u>副局長（総括）</u>が指名した者 6人</p> <p>3 <u>副局長（総括）</u>は、前項第1号の委員以外の委員の半数については、宮崎県公営企業労働組合の推せんに基づき指名するものとする。</p> <p>4・5 [略] (健康診断の種類)</p> <p>第18条 職員に対して行う健康診断の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) その他必要な健康診断で<u>副局長（総括）</u>が定めるもの</p>	<p>2 衛生管理者は、その資格を有する職員のうちから<u>副局長</u>が選任する。</p> <p>3 [略] (健康管理医)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>副局長</u>は、必要があると認めるときは、同項に規定する医師以外の医師を健康管理医として選任することができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 健康管理医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項各号に掲げる職務に関する事項について、<u>副局長</u>若しくは総務課長に対して勧告し、又は衛生管理者若しくは課及び事務所の長に対して指導し、若しくは助言することができる。</p> <p>6 [略] (作業主任者)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 作業主任者は、その資格を有する職員のうちから<u>副局長</u>が選任する。</p> <p>3 作業主任者は、<u>副局長</u>並びに当該課及び事務所の長の命を受け、法第14条に規定する作業に従事する職員を指揮し、当該作業に係る危険防止のための措置を行わなければならない。 (企業局安全衛生管理委員会)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略] (1) <u>副局長</u> (2)～(6) [略]</p> <p>3 局管理委員会の会議は、<u>副局長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>4 <u>副局長</u>は会務を総理し、局管理委員会を代表する。</p> <p>5 <u>副局長</u>に事故があるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>6・7 [略] (安全衛生委員会)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略] (1) <u>副局長</u> (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから<u>副局長</u>が指名した者 2人 (3) 職員で、安全及び衛生に関し経験を有するものうちから<u>副局長</u>が指名した者 6人</p> <p>3 <u>副局長</u>は、前項第1号の委員以外の委員の半数については、宮崎県公営企業労働組合の推せんに基づき指名するものとする。</p> <p>4・5 [略] (健康診断の種類)</p> <p>第18条 職員に対して行う健康診断の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) その他必要な健康診断で<u>副局長</u>が定めるもの</p>
---	--

<p>(健康診断の検査項目等)</p> <p>第19条 健康診断の検査項目、実施細目、実施の時期及び方法等については、この規程に定めるもののほか、<u>副局長(総括)</u>が別に定める。</p> <p>(健康診断担当医)</p> <p>第20条 健康診断は、別表第1の右欄に掲げる健康管理医が同表左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。ただし、<u>副局長(総括)</u>が特に必要があると認めるときは、医療機関等に委託して実施することができる。</p> <p>(健康診断の周知等)</p> <p>第21条 <u>副局長(総括)</u>は、健康診断を実施するときは、課及び事務所の長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(健康診断の免除)</p> <p>第24条 前2条の規定にかかわらず、職員が健康診断の際、現に次の各号のいずれかに該当する場合には、当該健康診断を受診することを要しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他<u>副局長(総括)</u>が定める者</p> <p>2 [略]</p> <p>(指示区分の決定等)</p> <p>第25条 健康管理医は、健康診断を実施したときは、別表第2の指示区分欄に掲げる区分に応じて指示区分を決定し、その結果を健康診断個人表及び健康診断名簿に記録し、健康診断名簿その他衛生管理に必要な事項を<u>副局長(総括)</u>に報告するとともに、課及び事務所の長に通知しなければならない。</p> <p>(療養状況報告書の提出等)</p> <p>第28条 課及び事務所の長は、所属職員が疾病のため傷病休暇、結核療養休暇又は公務災害休暇の承認を得て1月以上継続して療養したときは、当該1月経過後、速やかに、療養状況報告書(別記様式第2号)を担当健康管理医に提出しなければならない。当該所属職員が引き続き当該疾病のため療養する場合において、健康管理医の指示があったときは、その後の療養状況についても当該報告書を当該健康管理医に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この規定に定めるもののほか、職員の安全及び衛生について必要な事項は、<u>副局長(総括)</u>が別に定める。</p>	<p>(健康診断の検査項目等)</p> <p>第19条 健康診断の検査項目、実施細目、実施の時期及び方法等については、この規程に定めるもののほか、<u>副局長</u>が別に定める。</p> <p>(健康診断担当医)</p> <p>第20条 健康診断は、別表第1の右欄に掲げる健康管理医が同表左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。ただし、<u>副局長</u>が特に必要があると認めるときは、医療機関等に委託して実施することができる。</p> <p>(健康診断の周知等)</p> <p>第21条 <u>副局長</u>は、健康診断を実施するときは、課及び事務所の長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(健康診断の免除)</p> <p>第24条 前2条の規定にかかわらず、職員が健康診断の際、現に次の各号のいずれかに該当する場合には、当該健康診断を受診することを要しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他<u>副局長</u>が定める者</p> <p>2 [略]</p> <p>(指示区分の決定等)</p> <p>第25条 健康管理医は、健康診断を実施したときは、別表第2の指示区分欄に掲げる区分に応じて指示区分を決定し、その結果を健康診断個人表及び健康診断名簿に記録し、健康診断名簿その他衛生管理に必要な事項を<u>副局長</u>に報告するとともに、課及び事務所の長に通知しなければならない。</p> <p>(療養状況報告書の提出等)</p> <p>第28条 課及び事務所の長は、所属職員が疾病のため傷病休暇、結核療養休暇又は公務災害休暇の承認を得て1月以上継続して療養したときは、当該1月経過後、速やかに、療養状況報告書(別記様式)を担当健康管理医に提出しなければならない。当該所属職員が引き続き当該疾病のため療養する場合において、健康管理医の指示があったときは、その後の療養状況についても当該報告書を当該健康管理医に提出しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この規定に定めるもののほか、職員の安全及び衛生について必要な事項は、<u>副局長</u>が別に定める。</p>
--	---

別記様式第1号を削り、別記様式第2号を別記様式とし、次のように改める。

別記

様式(第28条関係)

第 回

療 養 状 況 報 告 書

企業局職員安全衛生管理規程第28条の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

所属長

印

(総務課経由)

健康管理医

殿

所 属	職 名	氏 名	年 齢
※ 傷 病 名			
※ 症 状 及 び 治 療 状 況			
療 養 場 所			
※ 主 治 医 の 意 見			

〔備考〕※印欄は、主治医に直接記入してもらうか、又は主治医に聞いて所属長が記入すること。

附 則

この企業管理規程は、平成23年4月1日から施行する。

病院局企業管理規程

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成23年3月31日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第2号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
（病院の内部組織）			（病院の内部組織）		
第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課又は科を置く。			第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課又は科を置く。		
病院	部等	課又は科	病院	部等	課又は科
県立宮崎病院	[略]		県立宮崎病院	[略]	
	医療管理部	医療情報科 医療連携科 医療安全管理科 地域医療科		医療管理部	医療情報科 医療連携科 医療安全管理科 <u>感染管理科</u> 地域医療科
	診療部	内科 神経内科 <u>循環器科</u> 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 救命救急科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科		診療部	内科 神経内科 <u>循環器内科</u> 小児科 外科 <u>小児外科</u> 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 救命救急科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科
[略]		[略]			
県立延岡病院	[略]		県立延岡病院	[略]	
	診療部	内科 心療内科 精神科 神経内科 <u>循環器科</u> 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 救命救急科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科		診療部	内科 心療内科 精神科 神経内科 <u>循環器内科</u> 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 救命救急科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科
	[略]			[略]	
県立日南病院	[略]		県立日南病院	[略]	
	診療部	内科 心療内科 精神科 神経内科 <u>循環器科</u> 小児科 外科 整形外科		診療部	内科 心療内科 精神科 神経内科 <u>循環器内科</u> 小児科 外科 整形外科

	脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼 科 耳鼻咽喉科 リハビ リテーション科 放射線 科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理 科 臨床工学科		科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハ ビリテーション科 放射 線科 麻酔科 臨床検査 科 病理診断科 栄養管 理科 臨床工学科
	[略]		[略]
(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務) 第 6 条 [略] 2 前条に規定する医療管理部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。 医療情報科 (1)～(3) [略] 医療連携科 (1) [略] 医療安全管理科 (1)・(2) [略] 地域医療科 (1) [略] 3～8 [略] 第 7 条 [略] 2～5 [略] 6 経営管理課に課長補佐を置く。 7 [略]		(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務) 第 6 条 [略] 2 前条に規定する医療管理部の各科の分掌事務は、次のとおりとする。 医療情報科 (1)～(3) [略] 医療連携科 (1) [略] 医療安全管理科 (1)・(2) [略] 感染管理科 (1) 院内感染を防止する対策に関すること。 (2) 感染管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。 地域医療科 (1) [略] 3～8 [略] 第 7 条 [略] 2～5 [略] 6 経営管理課に課長補佐を置く。 <u>この場合において、必要に応じ、2人以上置くことができる。</u> 7 2人以上の課長補佐を置く場合の各課長補佐の職務の担当区分は、1人を統括とし、他を業務担当とする。 8 [略]	

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成23年3月31日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第3号

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第4（第9条関係）				別表第4（第9条関係）			
組織	決裁権者又は専決権者	第一代決者	第二代決者	組織	決裁権者又は専決権者	第一代決者	第二代決者
本庁	[略]			本庁	[略]		
	課長	課長補佐			課長	課長補佐 <u>（課長補佐を2人以上置く場合は当該課長補佐が担当</u>	

						する事務に限る。 ）	
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	院長	副院長（ 県立宮崎病院及び 県立延岡病院にあ っては、 当該病院の副院長 が担当する事務に 限る。）	[略]	県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	院長	副院長（ 当該病院の副院長 が担当する事務に 限る。）	[略]

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

病院局文書公印規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成23年3月31日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第4号

病院局文書公印規程の一部を改正する企業管理規程

病院局文書公印規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（文書取扱主任及び文書取扱担当者） 第3条 [略] 2 文書取扱主任は、経営管理課にあっては課長補佐を、病院にあっては庶務を担当する課長をもって充てる。 3 [略]	（文書取扱主任及び文書取扱担当者） 第3条 [略] 2 文書取扱主任は、経営管理課にあっては課長補佐（ <u>課長補佐を2人以上置く場合は庶務を担当する課長補佐</u> ）を、病院にあっては庶務を担当する課長をもって充てる。 3 [略]

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成23年3月31日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第5号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特殊勤務手当の種類） 第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当及び救急医療体制確保手当とする。 2 前項に規定する精神医療業務手当は、別表第8の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の種別の欄に掲げる職員に対し、同表の月額（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの）にあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休	（特殊勤務手当の種類） 第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当、 <u>救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当</u> とする。 2 前項に規定する精神医療業務手当は、別表第8の勤務箇所の欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の種別の欄に掲げる職員が <u>精神医療の業務に従事したとき、従事した1日につき同表の手当額を支給する。</u>

暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。ただし、精神医療業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合は、この限りでない。

3・4 [略]

別表第2（第4条関係）

ア・イ [略]

ウ 医療職給料表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2級	1・2 [略] 3 相当困難な業務を行う准看護師である技師の職務
3級	1 看護師長の職務 2～6 [略] 7 困難な業務を行う准看護師である技師の職務
4級	1 相当困難な業務を処理する看護師長の職務 2～4 [略]
[略]	

別表第8（第10条関係）

勤務箇所	種 別	月 額
県立宮崎病院 精神医療センター	1 [略]	17,700円
	2～5 [略]	12,500円
	6 [略]	6,300円
	7 [略]	12,500円

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（初任給調整手当の特例）

2 院長及び副院長には、当分の間、第8条の規定による額とは別に、管理者が別に定める額を初任給調整手当として支給する。

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成23年3月31日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第6号

3・4 [略]

5 専門看護手当は、管理者が指定する専門看護師又は認定看護師として認定されている職員が、その認定されている分野に関する業務、研究又は指導に従事したとき、従事日数に応じて支給する。

6 前項の手当の額は、従事した日1日につき、専門看護師については250円、認定看護師については150円とする。

7 特別診療手当は、院長及び副院長が正規の勤務時間外において、手術、救急医療又は容態が著しく悪化した患者の診療業務に従事したときに支給し、その額は、1時間につき2,000円とする。

別表第2（第4条関係）

ア・イ [略]

ウ 医療職給料表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2級	1・2 [略] 3 困難な業務を行う准看護師である技師の職務
3級	1～5 [略]
4級	1 看護師長の職務 2～4 [略]
[略]	

別表第8（第10条関係）

勤務箇所	種 別	手 当 額
県立宮崎病院 精神医療センター	1 [略]	880円
	2～5 [略]	620円
	6 [略]	310円
	7 [略]	620円

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後										
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）										
区	分	単	位	金	額	備	考	区	分	単	位	金	額	備	考
[略]					[略]										
7 エック ス線フィ ルム複写 手数料	半切	1	件につき	700	円			7 エック ス線フィ ルム複写 手数料	半切	1	件につき	700	円		
	大切	同		580	円				大切	同		580	円		
	大四切	同		450	円				大四切	同		450	円		
	四切	同		350	円				四切	同		350	円		
	六切	同		230	円				六切	同		230	円		
	C D - R	同		525	円				C D - R	同		525	円		
[略]					[略]										
[略]					[略]										

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
平成23年3月31日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第7号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(企業出納員の設置)			(企業出納員の設置)		
第4条 企業出納員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる職にある者をもって充てる。			第4条 企業出納員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる職にある者をもって充てる。		
本庁	経営管理課長	経営管理課課長補佐	本庁	経営管理課長	経営管理課課長補佐（課長補佐を2人以上置く場合は課長補佐（総括））
[略]			[略]		

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。
平成23年3月31日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

- 指定代理納付者の指定を受けた者
三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号
宮銀カード株式会社 宮崎市高千穂通2丁目5番32号
- 指定代理納付者による代理納付を認めた債権
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第6条に規定する料金等

- 指定代理納付者による代理納付が行える期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

病院局公営企業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。
平成23年3月31日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

病 院 名	委 託 先	委 託 期 間
県立宮崎病院	株式会社日本医療事務センター	平成23年3月1日から平成25年11月30日まで

県立延岡病院	株式会社ニチイ 学館		
県立日南病院	株式会社日本医 療事務センター		

--	--